

包括利益概念に基づく財務業績報告のインプリケーション

— G 4 + 1 特別報告書（1998年）を手がかりとして—

赤 城 諭 士

目 次

はじめに

1. G 4 + 1 特別報告書（1998年）の概要
2. 各国の財務業績報告基準の比較
3. 抽出された課題の検討
 - 3-(1) 損益計算書での開示が認められない財務業績項目の報告方法
 - 3-(2) 構成要素開示の必要性とその区分方法
4. 将来の方向に関する提案
 - 4-(1) 二元的観点に基づくアプローチ
 - 4-(2) 一元的観点に基づくアプローチ
5. 包括利益概念に基づく業績報告の意義

むすび

はじめに

財務業績の報告を巡る議論は近年ますます活発に行なわれるようになってしまっている。その原因の一つは、国際会計基準審議会（International Accounting Standards Board : IASB）により「業績報告」がプロジェクトのひとつとして取り挙げられたことであろう¹⁾。この「業績報告」プロジェクトは現在も進行中であるが、そこにおいては一期間における持分の変動としての利益概念（米国の財務会計概念報告書で定義された「包括利益」に相当する）に基づいて業績報告を行なうことが求められている。そして現在はその報告方法を巡る議論がなされているという状況にあるので

ある。

こうした議論のなか、わが国で問題視されているのは、業績報告書の中で伝統的な純利益を表示することが認められていない点である。現在、米国の財務会計基準書第130号「包括利益の報告」(1997年)では包括利益概念を基礎とした業績報告を要求するものの、伝統的な純利益も開示するよう求められている。にもかかわらず、近年のIASBでの議論では、こうした方法を認めていないのである。

財務業績報告への包括利益概念の導入については、ひとつには損益計算書を通さず資本の部の独立項目として処理される項目の増大に対処するため、こうした項目を収容することを目的としていたものと理解される²⁾。しかしながら、もしそれだけのことであるならば、純利益の表示が否定されることにはならないはずである。そのため、業績報告の基礎となる利益概念として包括利益概念を据えるということは、単にこれまで損益計算書で表示されなかった項目の収容場所を用意するという以上のインプリケーションをもっているのではないだろうか。そして、もしそうであるならば、それは従来の伝統的な純利益を中心とする業績報告といかなる違いをもつものであるのかが問われなければならぬのである。

本稿は、こうした問題意識から、財務業績の報告に関する最初の国際的な議論の成果とみなされるG 4 + 1の特別報告書「財務業績の報告：現在の展開と将来の方向」(1998年1月)(以下、特別報告書とする)を取り上げ、これを手がかりとして考察を加えるものである。この特別報告書は、それまでに各基準設定団体が独自に公表した財務業績報告基準での要求内容の多様性に鑑み、国際的な比較可能性を高めることを目的として公表された。そして、そこでは財務業績報告に関わる課題の整理や将来に向けた提案がなされており、財務業績報告をめぐるその後の国際的な議論の出発

点となっているのである³⁾。以下では特別報告書の内容を整理し、そのうえで上記の問題に対する検討を加えることとする。

1. G 4 + 1 特別報告書（1998年）の概要

特別報告書は、財務業績報告の基礎として一期間に生じた持分の変動としての利益概念（＝包括利益概念）⁴⁾を採用することを前提とし、そのもとの将来の望ましい報告方法を展望するものである⁵⁾。特別報告書が公表される以前にも、一期間における持分の変動としての利益概念に基づいて財務業績の報告を行なうよう要求する基準書はすでにいくつかの基準設定団体から公表されている。特別報告書ではそれらを比較・検討し、その要求内容にみられる多様性から検討すべき課題を抽出するとともに、それに応える形で将来のあるべき方向を示している。そして、望ましい方向を提示することで国際的な財務業績報告の方法をそれに収斂させ、財務業績報告の比較可能性を高めることもその狙いとされているのである。

こうした背景から、特別報告書の構成は大きく二つに分けられている。サブタイトルとしても示されているように、一つは「財務業績報告の現在の展開（current developments）」を扱った部分であり、もうひとつは「将来の方向（future directions）」を示した部分である。

「現在の展開」を扱った前半部分では、それまでにいくつかの基準設定団体から公表された財務業績報告基準の比較が行われる。この比較を行うことにより類似点と相違点が明らかにされるわけであるが、類似点は財務業績報告の現在の国際的な進展を示すもの、相違点については今後検討すべき課題を示すものと位置づけられている。特別報告書ではさらに、比較により明らかにされた相違点を踏まえて三つの課題を抽出し、そうした課題

に対して検討を加えているのである。

「将来の方向」を扱った後半部分では、前半部分での比較・検討を踏まえて、将来の財務業績報告のあるべき姿として4つのアプローチを提案し、それぞれについて説明を行なっている。提案された報告方法が4つあることからも理解されるように、特別報告書では将来の方向について、全員の意見が1つの報告方法へと完全に集約されているわけではない。その意味で、特別報告書は将来の財務業績報告の方法について勧告を行うものではなく、考え方の方向性を示すにとどまっているのである。

本稿では以上を踏まえて、特別報告書の内容を三つに分けることにしたい。ひとつは各国の財務報告基準の比較により得られた類似点・相違点を明らかにするものであり、もうひとつはその相違点をもとに抽出された課題の検討内容について整理するもの、そして三つ目は将来の望ましい方向についての提案内容に関するものである。以下ではそれぞれの内容について順次みていくこととする。

2. 各国の財務報告基準の比較

特別報告書ではまず、それ以前に各基準設定団体から公表された財務業績報告基準の比較がなされるわけであるが、ここで取り上げられた基準書は以下の通りである：

- ・英 国：財務報告基準書第3号「財務業績の報告」(1992年)
- ・ニュージーランド：財務報告基準書第2号「財務報告の表示」(1994年)
- ・米 国：財務会計基準書第130号「包括利益の報告」(1997年)
- ・国際会計基準委員会：国際会計基準書第1号(改訂版)「財務諸表の表示」(1997年)

特別報告書では、各基準書の特徴を簡単に述べたうえで、これら 4 つの基準書にみられる重要な類似点として以下の 3 つを示している（特別報告書 par.2.12：以下では、特別報告書からの引用については単にパラグラフのみを示すことにする）：

- a . 業績報告に含まれる諸項目をより透明性の高いものとするために、財務業績を包括主義（all-inclusive basis）に基づいて報告するよう要求している（つまり、所有主による投資や所有主への分配から生じるもの除去、当期に認識された持分変動のすべてを報告するよう要求している）。
- b . 財務業績の総計額あるいは全体要約数値を報告するよう要求している（但し、IASC は除く）。なお、この数値は当期の業績全体にかかる数値を提供するだけでなく、認識された項目はひとつとして抜け落ちることはないということを保証するための規律をも提供するものである。
- c . いくつかの財務業績項目を損益計算書外で報告するよう要求あるいは容認している。

これに対して、相違点として挙げられているのが以下の 4 つである（par. 2.13）：

- a . 認識された財務業績項目が損益計算書で報告されるべきでない場合、どういった計算書で報告されるべきかという点。
- b . 財務業績項目はすべて財務業績計算書で報告されるべきであるのか、それとも一部は財務業績項目以外の項目を含む計算書（持分変動計算書：著者）で報告されるべきであるのかという点。
- c . 財務業績項目のうち損益計算書で報告されるものとそうでないものとをどのように区分するのかという点。

d . 当初は損益計算書外で報告される財務業績項目が、その後、損益計算書へリサイクルされるべきかどうかという点。

先に述べたように、特別報告書では、類似点については財務業績報告の現在の国際的な進展を示すもの、相違点は今後検討されるべき課題を示すものと考えられている。そのため、現時点までの進展を整理すると、財務業績報告では一期間における持分の変動としての利益概念を基礎とし、包括主義に基づいてその報告が行われることとなる。そしてその際には、当期に認識されたすべての持分変動ならびにその総計額を示す数値が報告される。また、伝統的な損益計算書を維持するとの立場が採られており、包括主義の採用とこの伝統的な損益計算書の維持という両者を要求する結果として、いくつかの財務業績項目が損益計算書外で報告されることとなるのである。

これに対して、相違点としては、(1)損益計算書で表示されない財務業績項目の表示方法(相違点 a , b), (2)損益計算書で表示される財務業績項目とそれ以外の財務業績項目との区分方法(相違点 c)、ならびに(3)リサイクリングを認めるべきかどうかという点(相違点 d)が挙げられている。

以上を踏まえて、この後では、類似点として挙げられた部分については変更を加えることなくこれを議論の前提として利用し、ここで挙げられた相違点についてのみ検討を行うことも可能である。しかしながら、特別報告書では、類似点 c で挙げられた「いくつかの財務業績項目を損益計算書外で報告する」という点については、概念上これを正当化した基準は一つもないとして問題視する。この類似点は伝統的な損益計算書を維持するという考えに通ずるものであるが、特別報告書では必ずしも伝統的な損益計算書を維持する必要はないし、すべての財務業績項目を1つの財務業績計算書で報告するという選択肢も含めて将来の報告を考えるべきであると

主張しているのである。そのため、財務業績報告の区分方法とリサイクリングを認めるかどうかという問題もこうした立場を前提として行われることとなる。というのも、リサイクリングについては包括主義に基づく財務報告のもとで、従来からの純利益を表示するための手段とみなされており、伝統的な損益計算書の維持を前提とした場合には必要な手段として要求されることとなるからである。しかしながら、特別報告書では伝統的な損益計算書を維持する必要はないとの立場を示しており、従来からの慣行に縛られることなくその要否を検討するとの考えを採っているのである。また、財務業績項目の区分方法についても、これを考える際に、純利益の表示に縛られる必要はなくなり、新たな区分方法を採用することが認められることとなる。次節では、以上を踏まえて提示された課題とその検討内容を整理することで、特別報告書の見解を明らかにしていくことにする。

3. 抽出された課題の検討

各国基準の類似点・相違点に関する以上の整理を踏まえて、特別報告書では財務業績報告をさらに進展させるうえで解決されるべき課題として以下の三つを提示している (par.3.3) :

- ・財務業績はすべて財務業績計算書で報告されるべきか？
- ・財務業績はすべて1つの財務表で報告されるべきか？
- ・財務業績の構成要素 (components) は報告されるべきか？報告されるべきであるならば、どういった構成要素がどのような順序で報告されるべきか？

一つ目の課題は財務業績項目を持分変動計算書で報告することが認められるかどうかという問題に読み替えることができる。また、二つ目の課題

は、財務業績項目を二つの計算書を用いて報告するのが良いのか（＝2計算書方式）、それとも1つの財務業績計算書で報告するほうが良いのか（＝1計算書方式）という問題である。最後の課題は財務業績項目を構成要素にグルーピングして開示すべきかどうか、またそうすべきであるならばどのような構成要素が考えられるのかという問題である。

以上の三つの課題は二つの問題にまとめることができるだろう。ひとつは損益計算書での報告が認められない財務業績項目の報告方法に関する問題であり、最初の二つの課題がこれに相当する。そしてもうひとつは、構成要素による開示の要否やその方法に関する問題であり、三つ目の課題に相当するものである。以下ではこの二つに分けて、その内容について順次みていくことにする。

3—(1) 損益計算書での開示が認められない財務業績項目の報告方法

まず最初に、損益計算書外で開示されてきた財務業績項目の報告方法に関する問題であるが、これについては以下のいずれの方法を採用するかに関わる問題とみることができるのである。

- 持分変動計算書 ①
- 財務業績計算書 $\left\{ \begin{array}{l} 2\text{計算書方式} \\ 1\text{計算書方式} \end{array} \right.$ ② ③

特別報告書では、まず①の持分変動計算書で報告することに関しては問題があるとしている。というのも、これを採用すると持分変動計算書上で財務業績項目とそうでない項目とが混ぜられることとなり、結果として財務諸表の理解可能性および表現上の忠実性に悪影響を及ぼすと考えられるためである(par.3.6)。また、持分変動計算書はそもそも財務業績の報告を

目的としたものではないことから、利用者が持分変動計算書で報告される財務業績項目を見落とす危険性も指摘されている（par.3.8）。

これに対して、②・③の財務業績計算書を採用した場合には、すべての財務業績項目が財務業績計算書で報告されることから完全性という質的特徴が満たされることとなる（par.3.14）。そのため、①の持分変動計算書を採用した場合の欠点は克服されることとなるのである。しかしながら、②の2計算書方式を採用した場合には、新たな問題が指摘される。それは、2計算書方式を採用すると一方の財務業績計算書に対して過度の重要性が与えられ、もう一方の計算書は犠牲にされる恐れがある（par.3.18）というものである。このため、特別報告書では2計算書方式についても望ましい方法ではないとするのである。

以上のことから、特別報告書では、理想とする長期的な目標はすべての財務業績項目を1つの財務業績計算書で報告する③であると結論づけている。そのため、構成要素を開示すべきかどうかというもうひとつの課題については、1計算書方式の採用を前提として検討されることとなる。

3—(2) 構成要素開示の必要性と区分方法

特別報告書では1計算書方式の採用を前提として構成要素開示の要否を検討することとなるのであるが、それにあたり、まず伝統的な損益計算書で示されてきた利益（＝純利益）について取り上げる。その背景には、財務業績報告にとってこうした利益がもっとも重要であれば、損益計算書上の利益に含まれる項目とそれ以外という区分方法を考えることも可能であるという意図があるものと考えられる。

さて、損益計算書で示される利益についてであるが、特別報告書ではそれが財務諸表利用者にとって有用な情報であることを認めている。それは

特に、財務諸表利用者が特定の営利事業体の将来キャッシュフローに関する期待を形成するうえでの有用性という財務諸表の目的を考えたものであり、リサーチの結果によても経済理論によてもその点は確認されているとしているのである（par.3.21およびそれに対する注12）。

しかしながら、特別報告書ではこうした純利益情報に対する評価を認めつつも、財務業績計算書を構成要素に区分して開示することを選択する。この構成要素（components）とは、より同質性の高い項目からなる部門（more homogeneous classes of items）であり、その結果、継続性あるいは反復性、安定性、リスクならびに信頼性という点でより類似した特徴を有するものとされる（par.3.22）。そして、予測価値、確認価値またはフィードバック価値という観点からみて類似の結果をもつ傾向があることから、特定の営利企業の将来キャッシュフローに関する期待形成を行なう利用者にとって有用な情報となる可能性を秘めていると考えられるのである。

これに対して、純利益情報には、予測価値、確認価値、またはフィードバック価値という観点からみた場合、多くの異質の項目が含まれることとなる。そのため、特別報告書では、理論上は財務業績の構成要素によって伝えられる情報のほうが純利益情報よりも有用なものとなる可能性をもつと考え（par.3.22）、財務業績計算書を構成要素に区分して開示する方法のほうが望ましいとするのである。そのため、以下では財務業績項目をどのような構成要素へと区分するのかという区分方法が検討されることとなる。

特別報告書では、構成要素への区分方法を考えるにあたっての拠り所として以下の三つを挙げている（par.4.2）：

- ① 利用者が有用と考えるような構成要素に関するリサーチ結果（財務報告情報と株価との関係に関するリサーチが取り上げられる）

- ② 有用な構成要素についての利用者グループからの勧告
- ③ これまでに利用者や基準設定団体により提案してきた 2 区分法

まず、①の「リサーチ結果」についてであるが、特別報告書では、それまでのリサーチをサーベイした米国会計学会（AAA）財務会計基準委員会の報告書⁶⁾を取り上げている。AAA 財務会計基準委員会の立場も包括利益の報告を行う場合には構成要素に区分して開示すべきであるというものであり、それまでのリサーチを踏まえて以下のように述べている：

「リサーチ結果が一貫して示しているのは、資本市場が複数ある報告利益構成要素のそれぞれに対して異なったウェート付けを行なっているということ、したがって、包括利益を報告する場合には、伝達する情報の違いによって構成要素を区別すべきであることである。」

こうした見解に基づき、AAA 財務会計基準委員会の報告書では、これまでのリサーチから構成要素を区分するための指針として以下の三つを示している：

- a . 「持続的」な項目と「一時的」な項目とを区分する
- b . 「市場価値を付される項目 (items that are ‘marked to market’)」あるいは「公正価値で測定される項目 (items that are measured at fair value)」とそうでない項目とを区分する
- c . 「営業活動からの利益 (income from operating activities)」と「財務活動からの利益 (income from financial activities)」とを区分する

a の区分方法は、各利益構成要素の相対的持続性 (relative persistence) を基準として区分するものである。この区分方法は利用者が将来の利益に関する期待形成を行なううえでの便宜を考えた区分であると考えられ、予

測価値の高い項目と低い項目とを分類することで情報の有用性を高めることとなる。

また、bの区分方法は、市場価値の変動により生じた利得・損失をそれ以外の原因から生じた利得・損失と区別するよう要求するものである。この区分方法が提案される背景には、市場価格の変動により生じた利得・損失は将来の利益を予測する上では価値をもたない、つまり予測価値の点で他の財務業績項目とは異なるという考え方がある。この点について、AAA財務会計基準委員会は以下のように述べている：

「有力な理論では、市場価値の変動は『ランダム・ウォーク』に従うとする。つまりそれらは将来を予測するものではないのである。そのため、当期に未実現の利得・損失が認識されたという事実は、次期に利得・損失が認識されることとなるかどうかということについて何一つ示さないのである。」

したがって、この区分方法では、予測価値をもたない項目を一括して表示し、それ以外の項目と区別することで、財務諸表利用者にとっての有用性を高めようとするものと考えられる。

最後に、cの区分方法であるが、これは会社の主要な価値創出活動（営業）に焦点を当てたものとされる(par.4.6)。つまり、主要な価値創出活動によってどれだけの成果が生み出されたのかを明示することをその狙いとしているのである。

リサーチ結果に関しては、このほかに Mary E. Barth の研究が取り上げられているが、そこでは「実現利得・損失」と「未実現利得・損失」とを区別することが有用となる場合があるということ、また「金融商品に関する保有損益」と「非金融商品に関する保有損益」とを区別すべきことが示されている。

次に、②の「利用者グループからの勧告」についてであるが、特別報告書では、区分方法についての勧告を行った最近の公表物として以下の三つを取り上げている：

- ・米国公認会計士協会（AICPA）特別委員会報告書（ジェンキンス委員会報告）『事業報告の改善—顧客指向』1994年。
- ・米国投資管理研究協会（AIMR）『1990年代およびその後の財務報告』1993年。
- ・英国投資管理研究協会（IIMR）投資実務基準書第1号『IIMR 見出し利益の定義』1993年。

最初に挙げられた AICPA の特別委員会報告書では、利益を「コアとなる活動から生じるもの」と「コアとならない活動から生じるもの」という二つに区分して報告するよう勧告している。そして AIMR は「営業活動の成果」と「保有活動の成果」とに、IIMR は「トレーディング項目」と「資本項目」とに区分するよう要求するのである。これらは会社の活動をもとに区分したものであるが、測定基準との結びつきが考慮されるなど①の「リサーチ結果」の場合と同じような内容となっている。

以上で示された内容を踏まえて、特別報告書ではそれらに共通する区分方法を以下のように整理している（par.4.23）：

- ・予測価値の高い項目と低い項目とは区別されるべきである。
- ・多くの利得・損失（すべての利得・損失ではない）は独立して報告されるべきであり、未実現利得・損失は実現利得・損失とは区別して報告されるべきである。
- ・中心的な営業またはトレーディング活動と周辺的な活動とを区別して報告することは有用である。

そしてさらに、③として挙げられた、これまでに文献等で提案されてき

た区分方法⁷⁾を整理したうえで、区分を行う際の根拠を次の三つに要約するのである (par.4.26) :

- ・「実現」 ('realisation') ⁸⁾
- ・相対的予測価値 (relative predict value)
- ・機能別活動 (functional activities)

特別報告書ではそれぞれの内容について説明がなされていないが、AAA財務会計基準委員会の報告書で示された指針との関係でいうと上の「相対的予測価値」が a・b の指針に、また上の「機能別活動」が c の指針に相当するものと思われる。

これまでみてきたように、特別報告書では 1 計算書方式を採用することが望ましいとしている。そしてそのうえで、財務業績報告書を複数の構成要素に開示する場合の区分方法について整理が行なわれたのである。「将来の方向」を扱った次節では、これまでの検討結果を踏まえて、将来の望ましい表示方法が提案されることとなる。

4. 将来の方向に関する提案

特別報告書では、将来の方向として A から D までの 4 つのアプローチを提案しているのであるが、これらは以下の点で対比されるものとされる。

- (a) 一元的観点と二元的観点のいずれを採用するのか,
- (b) 伝統的利益測定値が表示されるかどうか,
- (c) 利用される報告書式の種類、ならびに
- (d) 利用される主要カテゴリーの数

そして特別報告書では、これらの点から 4 つのアプローチのもつそれぞれの特徴を図 1 のように整理するのである。

図1. ワーキング・グループにより検討されたアプローチの要約

アプローチ	一般的特徴			
	一元的観点 or二元的観点	「稼得—実現—対応利益」 という伝統的利益測定値	利用される 報告書式の種類	利用される主要 カテゴリーの数
A	二元的	有	多欄式	2
B	二元的	有	調整式	2
C	一元的	無*	従来型	2
D	一元的	無	従来型	3

* しかしながら、伝統的稼得—実現—対応利益といいくつかの点で類似する修正された利益数値が報告される。

(出典：G 4 + 1 特別報告書（1998年）32頁)

AからDの各アプローチを具体的にみていく前に、ここでまず、図1の一般的特徴のひとつとして示された「一元的観点」と「二元的観点」について説明したい。特別報告書では、財務業績に関する観点が二つあるとする。ひとつは「伝統的」利益測定値 (a "conventional" measure of profit or income) に焦点を当てる観点であり、もうひとつはそうした伝統的な利益に含まれてこなかった項目をも含むより包括的な測定値 (a more 'comprehensive' measure) に焦点を当てる観点である。

このうち、後者の包括的な利益測定値については、一期間の持分の変動としての利益概念を採用した場合に財務業績計算書のボトムラインとして示される数値のことをさすものと考えられる。すでに述べたように、特別報告書では一期間の持分の変動としての利益概念を採用し、その総計額を表示することに合意しているため、4つのアプローチのいずれを採用した場合であってもこの観点が採用されることとなる。

これに対して、前者の伝統的利益測定値は、これまで損益計算書で報告されてきた利益数値を意味するものであり、特別報告書では「稼得—実現

「稼得—実現—対応利益(earned-realised-matched income)」とも呼ばれている⁹⁾。もつと具体的にいえば、経常利益や税引き後当期純利益に相当する利益数値といえるだろう。そして、この観点に立つならば、財務業績報告書上でこの「稼得—実現—対応利益」を表示しなければならなくなるのである。

ここで「一元的観点」と「二元的観点」に話を戻すと、二元的観点では、財務業績としてさきの伝統的利益測定値と包括的な利益測定値のいずれもが重要と考えられることとなる。そのため、財務業績報告書上で両測定値を表示するよう要求する立場が二元的観点ということになる。それに対し、一元的観点では包括的な利益測定値を表示するよう要求するものの、伝統的利益測定値（＝「稼得—実現—対応利益」）は表示しないのである。

以上のことから、両者の違いは伝統的利益測定値の表示を要求するかどうかという点にあると考えられる。そのため、図1の一般的特徴として示された2つ目の特徴、つまり「稼得—実現—対応利益」という伝統的利益測定値が表示されるかどうかという分類と、一元的観点と二元的観点のいずれを採用するのかという分類は同じ内容をもつものと考えられるのである。

これを踏まえてAからDまでのアプローチを整理すると、これらはまず、財務業績計算書上で純利益といった伝統的利益測定値を開示するよう要求するかどうかという観点から二つに大別される。そして、その開示を要求するアプローチAとBは、さらに多欄式の書式を採用するのか、それとも調整式の書式を採用するのかといった報告書式の点で区別されることとなる。また、伝統的利益測定値の開示を要求しないアプローチCとDは、財務業績計算書を2つに区分するのか、それとも3つに区分するのかという区分方法の点で相違するのである。

以下では、二元的観点と一元的観点とに分けて、それぞれの支持理由や

提案内容についてみていくことにする。

4—(1) 二元的観点に基づくアプローチ

上で述べたように、二元的観点では稼得一実現一対応利益の表示を要求することとなるわけであるが、特別報告書では、その理由として次の二つの点を指摘する。

- (1) 公正価値情報が利用可能な場合であっても、株価は実現利得・損失を反映するという結果がリサーチにより示されている。
- (2) 利用者グループは、実現利得・損失と未実現利得・損失の両者が報告されるべきことをはっきりと勧告してきた。

そのうえで、稼得一実現一対応利益情報は、利用者にとってなじみの深いものであると同時によく理解されているものであり、予見可能な将来にわたり、引き続きエンティティーの財務業績を理解する上で有用なものとなるだろうとするのである(par.5.10)。こうした理由から、二元的観点は、現在の財務諸表利用者の情報ニーズに配慮したアプローチといえるであろう。

さて、二元的観点では伝統的利益測定値と包括的な利益測定値のいずれも同等の重要性をもつものであると考える。そのため、「主要財務諸表において二つの観点が同時に、かつ相互に結びつきをもって報告されるべき」(par.5.6)といった主張がなされることとなるのである。つまり、稼得一実現一対応利益情報を注記で伝達するという方法は否定され、また、それぞれの観点に基づいた業績計算書を別々に作成するという方法も認められないのである。

これを受けて、1つの財務業績計算書上で二つの観点をどのように表示するのかという表示方法が問題となるわけであるが、アプローチAでは多

欄式(multicolumn)の書式を、そしてアプローチBではリサイクリングを伴う調整式(reconciliation)の書式を採用するよう主張しその表示例が示されている。

(アプローチA)

アプローチAを採用した場合の財務業績計算書の表示例として、特別報告書では以下の図2が示されている。

図2. アプローチA (KPMG案)

	財務業績計算書			£ 000
	歴史的原価に基づく損益計算書	評価調整	1993年総計	
売上高				
継続事業	550		550	
買収事業	50	600	50	600
廃止された事業	175		175	
	775		775	
売上原価	-620		-620	
売上総利益	155		155	
正味営業費用	-99	-5	-104	
営業利益				
継続事業	55		50	
買収事業	6	61	6	56
廃止された事業	-14		-15	
差引：1992年引当金	9	-5	10	-5
	56		51	
継続事業に供されている財産の売却益	18	-9	9	
固定資産の再評価		4	4	
売買目的投資の再評価		-3	-3	
廃止された事業の処分損	-17		-17	
差引：1992年引当金	20	3	20	3
	77		64	
通常の活動からの利益(利息控除前)		-18	-18	
支払利息		59	46	
通常の活動からの利益(税引前)		-14	-14	
通常の活動からの利益に対する税金		45	32	
通常の活動からの利益(税引後)		-2	-2	
少数株主持分		-2	-2	
外貨純投資の換算差額		-2	-2	
当期利益	43		28	
配当金	-8			
当期留保利益	35			

(出典：G 4 + 1 特別報告書 (1998年) 35頁)¹⁰⁾

この書式では、左側の「歴史的原価に基づく損益計算書」欄のなかで伝統的な観点に基づく稼得—実現—対応利益が表示され、右側の「総計」欄で包括的な利益数値が表示されることとなる。そして、中間にある「評価調整」欄は、二つの観点の間にある欠くことのできないリンクを提供するものと位置づけられるのである。

(アプローチB)

アプローチBを採用した場合の財務業績報告書の表示例として、特別報告書では以下の図3が示されている。

図3. アプローチB

財務業績計算書

	£ 000
収益[売上高]	
継続事業	550
買収事業	50
廃止された事業	<u>175</u>
売上原価	775
その他の費用	<u>△ 620</u>
費用に対する収益の超過額	<u>△ 99</u>
継続事業	55
買収事業	6
廃止された事業	<u>△ 14</u>
差引：引当金	<u>9</u>
継続事業に供されている財産の売却益	<u>18</u>
廃止された事業の処分損	<u>△ 17</u>
差引：引当金	<u>20</u>
支払利息	<u>3</u>
税金	<u>21</u>
少数株主持分	<u>△ 18</u>
稼得—実現—対応利益	<u>△ 14</u>
固定資産の再評価	2
売買目的投資の再評価	4
外貨純投資の換算差額	<u>△ 3</u>
△ 2	<u>△ 1</u>
△ 1	<u>△ 14</u>
差引：リサイクリング調整	<u>△ 15</u>
総計[所有主による投資あるいは所有 主への分配を除く持分の増加(減少)]	<u>28</u>

(出典：G 4 + 1 特別報告書 (1998年) 38頁)

アプローチBの支持者は、以下にあげる理由から多欄式による報告が望ましいものではないとし、調整式の書式を主張している（par.5.14）：

- (1) 多欄式の書式は非常に扱いにくい（too cumbersome）
- (2) 要求されるコラム数によっては、一頁のなかで比較数値を表示できない場合がてくる
- (3) 多くの項目は、二つの観点のいずれにおいてもまったく同じ金額で報告される
- (4) 貸借対照表でも同様に多欄式の書式を用いなければならなくなる
(これは貸借対照表の報告目的と関係なくおこなわれることになる)

なお、調整式書式では稼得—実現—対応利益を表示するため、財務業績計算書は稼得、実現、対応というプロセスが完了した財務業績項目を表示する部分（「稼得—実現—対応利益」に含まれる部分）と、まだ完了していない項目を表示する部分（「稼得—実現—対応利益」よりも下の部分）とに二分されることとなる。多欄式書式との関係をみると、前者は「歴史的原価に基づく損益計算書」欄に対応し、後者は「評価調整」欄に対応している。

また、調整式書式では、当初「稼得—実現—対応利益」よりも下で報告された財務業績項目が稼得、実現、対応プロセスを完了した場合に、改めて「稼得—実現—対応利益」項目として表示されること（いわゆるリサイクリング）から生じる二重計上を避けるために「リサイクリング調整」あるいは「再分類調整」を必要とする。そのため、アプローチBは米国の財務会計基準書130号「包括利益の報告」（1997年）で採用された方法と同じものであると考えられるのである。

4—(2) 一元的観点

続いて、一元的観点についてみていくことにするが、それに当たってまづ問題にされるべきは、一元的観点の支持者が二元的観点を否定する理由であろう。そこで、まず彼らが指摘する二元的観点の問題点を整理し、その後で一元的観点に基づく報告方法であるアプローチCおよびDについてみていくことにする。

一元的観点の支持者は、二つの点から二元的観点を批判している。ひとつは、多欄式と調整式のいずれの書式を採用するかにかかわらず、二つの観点を報告すると業績報告が非常に複雑なものとなってしまい、財務諸表利用者が理解できないものとなってしまうというものである (par. 5.20)¹¹⁾。

もうひとつは、二元的観点ではすべての財務業績項目を最終的に稼得一実現一対応利益として報告するよう要求することから、稼得一実現一対応利益が「究極的な」財務業績尺度 (the 'ultimate' measure of financial performance) となり、それ以外の財務業績尺度はすべて、それよりも重要性の乏しいものとされてしまうというものである (par.5.21)。つまり、二元的観点を採用すると稼得一実現一対応利益数値のほかに包括的な利益数値も報告されることとなるが、その場合、両者は同等の重要性をもつものではなく、稼得一実現一対応利益数値のほうが重要性が高いと考えられてしまうというのである。

一元的観点の支持者は、この二点に加えて、稼得一実現一対応利益を注記あるいは財務報告書のどこかで報告することも可能であるという考え方から、財務業績の報告書式として一元的観点の採用を主張する¹²⁾。

以上の理由から、一元的観点を採用した場合、財務業績計算書上では稼得一実現一対応利益を表示しないという方向を探ることとなるが、とはい

え、財務業績計算書のボトム・ラインで包括的な利益数値だけを表示するわけではない。本稿の「3—(2) 構成要素開示の必要性とその区分方法」で言及したように、理論上、純利益の開示よりも有用と考えられる構成要素の開示を試みるのである。その場合、どのような構成要素に区分するかが問題とされるわけであるが、アプローチCでは2つの構成要素への区分を提案し、アプローチDでは3つの構成要素への区分を提案している。以下ではどのような基準に基づいて区分が行なわれているのかという点に注目しつつ、それぞれの報告方法についてみていくことにする。

(アプローチC)

アプローチCを採用した場合の財務業績計算書の表示例として、特別報告書では次頁の図4を示している。

図4として示された表示例では、「収益〔売上高〕」から「利益小計」までがひとつの構成要素であり、それより下の部分がもうひとつの構成要素となっている。ここで両者を区分する基準が問題となるが、特別報告書では財務業績計算書の上部で表示される項目、つまり「利益小計」に含まれる項目のもつ特徴として三つを示し、その三つが一組の区分基準を形成するだろうとしている。この「利益小計」に含まれる項目のもつ三つの特徴とは以下のものである (par.5.26) :

- ・関連するキャッシュフローがすぐに生じる (Imminence of related cash flows)
- 「利益小計」に含まれる項目に関わるキャッシュフローは、「利益小計」よりも下で報告される項目に関わるキャッシュフローに較べて相対的にすぐに生じる。
- ・キャッシュフローとの一致 (Correspondence with cash flows)

図4. アプローチC

財務業績計算書

	£000
収益[売上高]	
継続事業	550
買収事業	50
廃止された事業	<u>175</u>
売上原価	775
その他の費用	<u>△620</u>
費用に対する収益の超過額：	<u>△104</u>
継続事業	50
買収事業	6
廃止された事業	<u>△ 15</u>
差引：引当金	<u>10</u>
債務利息	<u>△ 5</u>
税金	<u>△ 18</u>
利益小計	<u>△ 11</u>
廃止された事業の処分損	<u>22</u>
差引：引当金	3
継続事業に供されている財産の売却益	9
固定資産の再評価	4
売買目的投資の再評価	<u>△ 3</u>
外貨純投資の換算差額	<u>△ 2</u>
税金	<u>△ 3</u>
少数株主持分	<u>8</u>
総計[所有主による投資あるいは所有主への分配を除く持分の増加(減少)]	<u>△ 2</u>
	<u>28</u>

(出典：G 4 + 1 特別報告書 (1998年) 41頁)

- 「利益小計」に含まれる項目は「利益小計」よりも下で報告される項目に較べて、報告される金額とその項目に関わるキャッシュフローとの対応の度合いが高い。あるいは報告される金額がその項目に関わるキャッシュフローをより忠実に表現する。
 - アクティブ・マネジメント (Active management)
 - 「利益小計」に含まれる項目は「利益小計」よりも下で報告される項目に較べて意欲的に管理されている (more actively managed)。「利益小計」よりも下で報告される項目の管理は「利益小計」に含まれる項目に較べると活発ではない。
- なお、特別報告書では、これら三つの特徴はひとつとして決定的なもの

とはならないだろうとしている。つまり、構成要素へと区分するに当たっては、上記の三つの特徴をもとに総合的に判断しなければならないのである。そのため、二つの構成要素へと区分するにあたっては、三つの特徴のいずれを、どの程度考慮するのかといった判断が要求されることとなり、明確さに欠けるものとなっている。

また、特別報告書では、この区分により表示される「利益小計」金額は伝統的な「稼得—実現—対応利益」とは違ったものになるだろうと述べ(par.5.27)，図2・図3と図4の表示例でもその金額を違えているのであるが、その違いがどういった項目により生じるのかといった具体的な説明は一切なされていないのである¹³⁾。

(アプローチD)

アプローチDを採用した場合の財務業績計算書の表示例として、特別報告書では次頁の図5を示している。

図5で示されたように、アプローチDでは、財務業績項目を「営業（トレーディング）活動」，「金融およびその他の財務活動」，および「その他の利得・損失」という三つの構成要素へと区分して報告するよう提案している。この区分は、本稿の「3-(2) 構成要素開示の必要性とその区分方法」で示した「相対的予測価値 (relative predictive value)」と「機能別活動 (functional activities)」という区分基準に基づいたものとされる。ここではこの区分基準を使ってどのように三つの構成要素が導き出されるのかという点について詳しくみていいくことにしたい。

アプローチDでは、まず「相対的予測価値」に基づいて、財務業績項目を以下の二つのカテゴリーに分類する：

- ・ 主要な価値付加活動 (Primary value-adding activities)

図 5. アプローチ D

財務業績計算書

	£ 000
営業(トレーディング)活動：	
収益[売上高]	
継続事業	550
買収事業	50
廃止された事業	<u>175</u>
売上原価	775
その他の費用	<u>△620</u>
費用に対する収益の超過額：	<u>△104</u>
継続事業	50
買収事業	6
廃止された事業	<u>△ 15</u>
差引：引当金	<u>10</u>
	<u>△ 5</u>
	51
金融およびその他の財務活動：	
債務利息	△ 18
その他の利得・損失：	
廃止された事業の処分損	△ 17
差引：引当金	<u>20</u>
3	9
継続事業に供されている財産の売却益	△ 3
売買目的投資の再評価	4
固定資産の再評価	<u>△ 2</u>
外貨純投資の換算差額	11
税金	<u>△ 14</u>
少数株主持分	<u>△ 2</u>
総計[所有主による投資あるいは所有主への分配を除く持分の増加(減少)]	<u>28</u>

(出典：G 4 + 1 特別報告書 (1998年) 46頁)

— 生産要素を結合あるいは変形させ、インプット要素の価値を上回る売却価値をもつと期待される財またはサービスにすることから生じる成果

• その他の活動 (Other activities)

— 資産・負債が当該企業に所持されている間に生じた、その資産・負債の価格変動

この区分の狙いは、市場価値の変動により生じる利得・損失をそれ以外の利得・損失と区別することにある。というのも、既に述べたように、将来の市場価値の変動は「ランダム・ウォーク」に従うと考えられることか

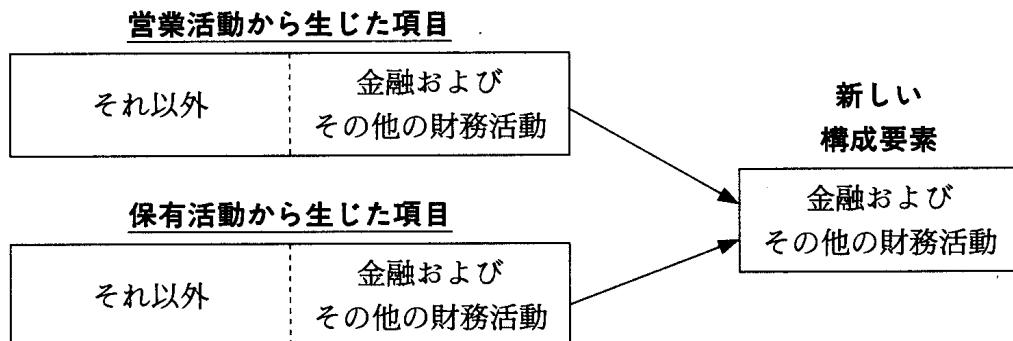
ら、当期の市場価値変動に関する情報は予測価値をもたないとみなされるためである。そのため、「相対的予測価値」に基づく区分では、価格変動から生じる利得・損失という予測価値をもたない項目を区別することが目的であると判断される。

なお、特別報告書では、上で示された「主要な価値付加活動」に含まれる項目は使用あるいは営業要因 (using or operating factors) から生じ、「その他の活動」は保有要因および製品 (holding factors and products) から生じるという関連づけを考えているようである。そのため、相対的予測価値に基づく分類は、「主要な価値付加活動」と「その他の活動」という名称とは異なり、その実質は、営業活動から生じた項目と保有活動から生じた項目とを区分して表示するという「営業一保有区分 (operating-holding dichotomies)」による分類とみることができるのである。

次に、アプローチDではこの「営業一保有」という区分のうえに、さらに「機能別活動」という基準を加えることになる。そしてそこでは、上で示された「主要な価値付加活動」(=営業活動から生じた利得・損失項目) と「その他の活動」(=保有活動から生じた利得・損失項目) のそれぞれに含まれる一部の項目を切り離し、「金融およびその他の財務活動 (financing and other treasury activities)」という構成要素にまとめて報告するという要求が行なわれることとなるのである。イメージしやすいように図で示すと以下のようにまとめられるだろう：

「金融およびその他の財務活動」は、市場性ある有価証券の短期保有から、資金調達のために利用される長期債務にまで及ぶとされる (par.5.37)。そのため、これを相対的予測価値に基づく営業一保有区分に当てはめて考えると、後者の長期債務から生じる利息などは営業活動から生じた項目に分類されるだろう。それに対して、前者の市場性ある有価証券の短期保有か

図 6



ら生じる保有損益は保有活動から生じた項目に分類されることになる。そのため、機能別活動に基づく区分では、営業区分と保有区分のそれぞれに含まれる項目のうち、「金融およびその他の財務活動」によって生じる項目をそれ以外の項目と区別し、これをひとまとめにして「金融およびその他の財務活動」という構成要素のもとに表示しようとするものと考えることができるのである。

その場合、金融およびその他の財務活動から生じる項目を独立して報告する理由が問題となるが、特別報告書では、そのひとつとして金融商品の成長を挙げている。金融商品は市場利率の変動により直接的な影響を受けるなど非金融資産・負債とは根本的に異なるものであることに加え、現在、そのすべてを公正価値で測定するといった提案もなされているのである。こうした状況も考慮したうえで、これを独立した構成要素として区分しようとしているのである。

なお、特別報告書ではもうひとつの理由として、金融およびその他の財務活動は営業活動とは異なり、一般的にそれに関連する意思決定が財務部門のなかで行なわれることを挙げている。つまり、営業活動と金融活動は異なる意思決定系統におかれているため、これを区分して報告することによりそれぞれの活動が個別に評価されうるようになるという財務分析上の

利点を評価しているのである。

以上で、アプローチDで示された区分の根拠を明らかにしたわけであるが、その結果として、「営業（トレーディング）活動」区分では主要な価値付加活動（＝営業活動）から生じた利得・損失が、「金融およびその他の財務活動」区分では金融およびその他の財務活動から生じた利得・損失がそれぞれ報告され、そのいずれにも含まれなかつた保有利得・損失が「その他の利得・損失」に含められことになるのである（par.5.40）。

本節では、将来の望ましい財務業績報告の方法として提案された4つのアプローチについて二元的観点を採用した場合と一元的観点を採用した場合とに大別してみてきた。ここでそれぞれの特徴をまとめると、二元的観点の支持者は、現在の利用者が有用であると考えている伝統的な稼得一実現一対応利益の表示を要求しており、その意味で、現在の利用者のニーズを考慮した立場を探るものといえる。これに対して、一元的観点は、伝統的利益測定値よりも理論上望ましいと考えられる報告方法を模索する立場といえるだろう。この観点は伝統的利益測定値の有用性を否定するわけではなく、あくまでも、理論上より望ましい方法を追い求めるという挑戦的な試みと解釈されるのである。

なお、特別報告書では財務業績の報告方法に関する4つの案が示されたわけであるが、メンバー全員の意見をいずれか1つのアプローチに集約することはできていない¹⁴⁾。しかしながら、「メンバーの実質的多数は、アプローチDが概念上理想的なものであるとしてこれを支持している」（par.5.45）と述べており、それゆえ、財務業績計算書上で、一元的観点に基づき、財務業績項目を三つの構成要素に区分して報告することを理想としているのである。

5. 包括利益概念に基づく業績報告の意義

これまでG 4 + 1特別報告書の内容を詳細にみてきたわけであるが、最後に、それを踏まえて、特別報告書でいう包括的な利益概念、つまり包括利益概念に基づく業績報告のもつ意義について検討を試みることにする。より具体的に言えば、包括利益概念に基づく業績報告が、従来の純利益概念に基づく業績報告と較べていかなる違いをもつのかを明らかにしたいと考えているのである。

まず、特別報告書で提案された財務業績報告の「将来の方向」に立ち返ると、二元的観点を採用するアプローチAおよびBでは伝統的利益、つまり純利益を財務業績計算書上で表示するよう要求されていた。そのため、一期間における持分の変動としての利益概念を採用した場合であっても、財務業績計算書上で純利益を表示することは可能であると考えられる¹⁵⁾。しかしながら、こうしたアプローチは、特別報告書においても「二元的」観点と形容されているように、異質な観点をひとつの報告書上で開示するよう要求することとなる。そのため、一期間における持分の変動としての利益という包括的な利益概念に基づく業績報告は、本来、伝統的な純利益を中心とした業績報告とは異なるものと考えられるのである。そこで、以下、それぞれの業績報告について整理することにする。

はじめに、純利益を中心とした業績報告についてであるが、これについては、その目的は、当期における企業の収益力を開示することにあると考えられる。株価は当該企業の将来の収益力を反映すると考えられているが、この将来の収益力を見積もるうえで投資家の重視する情報が当該企業の現在の収益力である。そして現在の収益力を要約した数値と考えられてきた

のが伝統的な利益情報であり、純利益なのである。それゆえ、純利益情報は投資家が投資意思決定を行なううえで有用な情報とみなされるのであり、また特別報告書でもこれまでにその有用性は実証されていると述べられてきた。よって、それは財務諸表利用者による将来の期待形成を通じて株価に反映されることとなるのである。

これに対して、包括的な利益概念については、「企業所有主の富に影響を及ぼす項目が除かれる（left out）ことはない」（par.1.11）という意味での業績指標であり、比較のための有用な基準となるとされる。そして、この概念は財務諸表の利用者と作成者の双方に対して、企業所有主の富に影響を及ぼすすべての項目を考慮する（consider）よう強いることになると説明されているのである（par.1.11）。これを敷衍して考えれば、包括的な利益概念に基づく財務業績報告では、あえて現在の収益力指標となる要約数値を示すことはない。そのため、投資意思決定を行うことを目的として将来の収益力に関する期待を形成する際には、財務諸表利用者は、企業所有主の富に影響を及ぼすすべての項目のなかから、自分の望む情報を探し出して判断しなければならないのである。

二つの業績報告をこのように整理することで明らかとなるのは、従来の純利益を中心とした業績報告が現在の収益力指標という、将来の収益力を予測するうえで重要とみなされるひとつの指標をあらかじめ作成者側が計算し、これを財務諸表利用者に伝達するという立場を採るのに対して、包括的な利益概念に基づく業績報告では単に当期に認識されたすべての財務業績項目を開示するにとどめ、将来の収益力に関する予測については開示された情報をもとに利用者が独自に行うべきという立場を採っていることであろう。つまり、二つの業績報告の違いは、将来の収益力指標の近似値を財務諸表作成者が算定するのか、それとも財務諸表利用者が算定するの

かといった違いとしてとらえることもできるのである。こうした観点に立つとそれぞれの違いがよりよく理解されることとなる。

純利益を中心とした業績報告では、財務諸表作成者側が現在の収益力指標としての純利益の算定を行い、財務諸表利用者は作成者によって示された現在の収益力数値を使って将来の収益力に関する予測を行うこととなる。それゆえ、財務諸表作成者が算定する純利益数値（＝現在の収益力指標）に対しては、将来の収益力を予測するうえでの目安としての役割が与えられることとなり、将来の収益力にどれほど近似したものとなるかという点が求められるのである。よって、純利益を中心とした業績報告では現在の収益力指標としての純利益の算定が中心的な課題とされるのであり、また、業績報告書は当期の「成果」を表示するよう要求されるのである。

これに対して、包括的な利益概念に基づく業績報告では、財務諸表利用者側が将来の収益力に関する予測を独自に行うのであり、財務諸表作成者側はそのための資料として、当期に認識されたすべての財務業績項目を開示することとなる¹⁶⁾。それゆえ、業績報告の重点は、財務諸表利用者が期待を形成する際の資料を提供することに置かれるのであり、業績報告書は当期の「結果」を表示するよう要求されるのである。また、その際には財務業績計算書上ですべての項目が記載されているという保証が必要とされることから、当期に認識された財務業績項目はいかなるものであれ抜け落ちてはならないとされるのである¹⁷⁾。

以上のことから、包括的な利益概念に基づく業績報告の導入は、ここで整理したような純利益を中心とした業績報告からの転換をもたらすこととなる。つまり、収益力指標としての数値を表示するという「成果」の報告から利用者が意思決定を行う際の資料を提供するという「結果」の報告へと、その性質が変更されることとなるのである¹⁸⁾。そして包括利益概念に基

づく業績報告の意義はこの点にあると考えられるのである。

むすび

本稿では、一期間における持分の変動としての利益概念(包括利益概念)を基礎とする財務業績報告に対する関心の高まりを受け、こうした包括利益概念が財務業績報告に与えるインプリケーションを探ろうと試みた。そしてそのための手がかりとして、G 4 + 1 特別報告書を取り上げたのである。

特別報告書の内容については、はじめに、それ以前に各基準設定団体により公表された財務業績報告基準の比較が行われ、損益計算書で報告することが認められない財務業績項目の報告方法、および財務業項目の区分方法で相違点がみられるとの指摘が行われた。そして、この 2 点については財務業績報告の「将来の方向」を考えるうえで検討すべき課題と位置づけられ、前者については 1 計算書方式を採用するという決定がなされたのである。また後者については、伝統的損益計算書で示されてきた純利益の有用性から、これを基準とした区分も考えられるのであるが、特別報告書では構成要素への区分開示に対する期待も示している。この構成要素の開示は、理論上、純利益よりも有用なものとなりうると考えられており、特別報告書ではこれまでに示された区分基準のレビューを行っているのである。

特別報告書ではそれまでの検討を踏まえ、最後に、財務業績報告の「将来の方向」として 4 つのアプローチを示している。これらは従来の純利益を表示するよう要求するのか (=二元的観点：アプローチ A・B)，それともしないのか (=一元的観点：アプローチ C・D) という観点から大別さ

れるものである。そして、メンバーの実質的多数はアプローチDを支持したとし、1計算書方式3区分という報告方法を理想的な方向と位置づけている。なお、こうした報告方法はG 4 + 1がその後公表したポジション・ペーパー「財務業績の報告：変更提案」(1999年)での提案へと引き継がれることとなった。

以上が特別報告書の内容であるが、本稿ではさらに、特別報告書で示された内容をもとに、包括利益概念という資産負債観にもとづく利益を財務業績報告に導入した場合の影響、もしくは包括利益概念に基づく業績報告の特徴について考察を加えた。そこでは、従来の純利益に基づく業績報告と対比させながら進めていったのであるが、対比のポイントとして利用したのはそれぞれの業績報告の目的、そして財務諸表作成者と利用者のいざれが将来の収益力に関する近似値を算定すると想定されているのかという点である。そして、純利益に基づく業績報告では財務諸表作成者が将来の収益力に関する指標としての純利益を算定しこれを利用者に伝達するという方法が採用されており、そこでは一期間の「成果」という意味での業績が報告されることとなるとしたのである。それに対して、包括利益概念に基づく業績報告では、将来の収益力に関する指標は財務諸表利用者が独自に決定しなければならないものとされる。そして業績報告は、財務諸表利用者がそうした決定を行うための資料を提供するものと位置づけられるところから、企業所有主の富に影響を及ぼすすべての項目を伝達しなければならず、一期間に生じた「結果」という意味での業績が報告されることとなるとしたのである。

現在も包括利益概念に基づく業績報告の方法をめぐって国際的な議論が続けられており、財務業績計算書の区分方法についていくつかの案が出されているが、そこではいかなる構成要素を開示するかが問題とされている。

それはあくまでも、一期間に生じた「結果」をその性質に応じてグループングする際の基準をどうするかという問題である。そのため、一期間の「成果」を示す純利益数値を表示し、それに含まれるものと含まれないものとに区分するという区分方法は、こうした議論とは異質のものとみなされることとなるのである。

注

1) IASB は2001年4月にその前身である国際会計基準委員会(IASC)が組織変更されて発足した。その経緯については加藤(2002年), 辻山(2002年), 平松(2002年)を参照されたい。

また、IASBの「業績報告」プロジェクトの成果については、IASBの以下の公表物から知ることができる。

- IASB UPDATE, Oct. 2001, およびJan., Feb., Mar., Apr., May, Jun., Jul., Sep., Oct., Dec. 2002。
- INFORMATION FOR OBSERVERS, Jan., Feb., Mar., Apr., May., Jun., Jul., Sep., Oct., Dec. 2002
- Project Summary (Reporting Performance)

なお、邦語では、『JICPA ジャーナル』誌上で山田辰巳氏による会議内容の紹介がなされている。

2) 米国財務会計基準書130号「包括利益の報告」、付録Aの「背景説明」を参照。

3) その後、特別報告書の内容を受けてG 4 + 1からポジション・ペーパー「財務業績の報告：変更提案」(1999年)、さらにそれを受けた形でIASC起草委員会から原則書草案「認識済収益費用の報告」(2001年)が公表されている。「業績報告」をめぐるIASBの議論はこうした一連の成果を引き継ぐ形で行われている。

4) 特別報告書では、一期間の持分の変動としての利益概念を「集合的利益概念(aggregate notion of profit または aggregate profit)」と呼び、次のように定義している：

集合的利益概念のもとでは、一期間の利益は「所有主との取引に関する修正を行った後の記録済みの(recorded)持分(純資産)の変動に等しい」(特別報告書par.1.10)

そして、この利益概念は「包括利益」、「総認識利得損失」、「包括主義利益」あるいは「クリーン・サーブラス利益」と呼ばれることもあるとしていることから、米

国の概念報告書で定義された「包括利益」とほぼ同様のものであると考えられる。本稿では、「包括利益」のほうが我国において一般的に受け入れられている用語であると考え、集合的利益概念ではなく、包括利益概念という用語を用いている。

なお、「ほぼ同様」としたのは、集合的利益概念の定義では「記録済みの」という条件が付されているためである。特別報告書では、会計上の変更（つまり、会計方針の変更および誤謬の訂正）が財務業績に含まれる根拠としてこの条件を利用していいる。その意味で、この条件は業績の範囲を決定する際に重要性をもつと考えられるのである。

- 5) ここでの望ましい報告方法とは、経済的的意思決定を行う各種利用者グループにとって有用な情報を提供することという財務諸表の目的を満足させるような財務業績の報告方法が想定されている。なお、特別報告書では、将来の望ましい財務業績の報告方法を考えるにあたり、G 4 + 1 メンバー国で現在提案されている認識および測定の範囲内にとどまるという制約が課されている。
- 6) American Accounting Association's Financial Accounting Standards Committee, "An Issues Paper on Comprehensive Income," *Accounting Horizons* (June 1997).
- 7) 特別報告書では、これまでに文献で提案された区分方法として以下のものを挙げている：

〈文献で提案された区分法 (Dichotomies)〉

Ordinary／Extraordinary	Endogenous events／Exogenous events
More reliable／Less reliable	Exchange transaction／Other event
More certain／Less certain	Operating／Holdings
Usual／Unusual	Operating／Nonoperating
More volatile／Less volatile	Operations／Market value changes
Frequent／Infrequent	Active／Passive
Reversible／Irreversible	Controllable／Noncontrollable
Central／Peripheral	Repetitive／Nonrepetitive
Recurring／Nonrecurring	Primary／Secondary
Final／Provisional	Core／Noncore
Normal／Abnormal	Permanent／Temporary
Higher predictive value ／Lower predictive value	Distributable／Nondistributable
Realised／Unrealised	Severable／Nonseverable
Continuing／Discontinuing	More liquid／Less liquid
Completed performance ／Uncompleted performance	

- 8) 「実現」を採用した場合には、財務業績項目が実現したかどうかという基準にした

がって区分することとなる。なお、ここでの「実現」は現金または現金等価物への転換という厳格な意味ではなく、利益とみなされるのに必要な認識テストをクリアしたという慣行的な意味で用いられているとしている (par.4.27)。

- 9) 「伝統的」利益測定値は、本来、国によって適用される会計慣行が異なることからその内容は多様であり、またそれを表す名称も「純利益」、「損益」、「稼得利益」、あるいは「実現利益」などさまざまなものを使われている。特別報告書ではこうした違いを考慮し、そのすべてを包含する用語として「稼得—実現—対応利益」という語を用いている (par.5.8)。
- 10) これは英国の KPMG が、会計基準審議会 (ASB) の公表した『財務報告のための原則書』(1995年11月) に対するコメントレターのなかで提案したものに若干の修正を加えたものとされる。
- 11) 特別報告書では、ひとつの例として、調整式書式を採用した場合に行われる「リサイクリング調整 (または再分類調整)」が挙げられている。これは二重計上を避けるための措置であり、実際に生じた利得・損失を示すものではないにもかかわらず、利用者に対して利得・損失が生じたという印象を与えるかもしれないと指摘するのである。
- 12) 一元的観点の支持者は、稼得—実現—対応利益の報告を禁止しているわけではなく、財務業績計算書上で包括的な利益と合わせて報告することを否定しているのである。というのも、二元的観点を採用すると稼得—実現—対応利益に含まれない項目はその重要性が乏しいものとみなされてしまい、軽視される傾向があるためである。そのため、稼得—実現—対応利益を注記などで開示することは容認されることとなる。特別報告書では、米国の Management's discussion and analysis (MD&A: 経営者による討議と分析) や英国の operating and financial review (OFR: 営業および財務の概況) に相当する当期の成果に関する経営者のコメントのなかで、財務業績に関する言及のひとつとして示すことも考えているようである。
- 13) 特別報告書では、アプローチCを採用した場合、英国の ASB が公表した『財務報告のための原則書 (案)』(1995年) で示された 2 区分と同じような区分が行なわれることになるとしている (par.5.29)。なお、『財務報告のための原則書 (案)』(1995年) では、「エンティティーが営業活動を行なえるようにすることを主たる目的とし、一貫した基準に基づいて保有される資産・負債から生じる利得・損失」(原則書 par. 6.27) を総認識利得損失計算書で報告し、それ以外の利得・損失を損益計算書で報告するという区分法を採用している。
- 14) 但し、アプローチAを一番望ましいとするメンバーは一人もいなかったことが指摘されている (par.5.44)。
- 15) 但し、一期間における持分の変動としての利益概念に基づく業績報告のもとで純利益を表示する場合には、財務業績計算書は純利益を中心とした伝統的損益計算書の内容を示す部分とそれ以外の部分といった捉え方をされることとなる。そのため、

一期間における持分の変動としての利益概念は、これまで純利益に含まれてこなかった項目を収容するための場所を与える手段とみなされてしまうと考えられる。

- 16) イングランド&ウェールズ勅許会計士協会が公表した討議資料「財務業績—ポートマリンに関する複数の代替的見解」(1999年)で示された用語に従えば、純利益を中心とした業績報告のほうは「既製品アプローチ (ready-made approach)」に相当し、包括的な利益概念に基づく業績報告のほうは「原材料アプローチ (raw material approach)」に相当するものと考えられる。
- 17) 包括的な利益概念に基づく業績報告の重点はこうした点にあると考えられるが、だからといってすべての財務業績を単純に列挙すればよいというわけではない。というのも、財務業績項目の中には多様な項目が含まれることとなるため、単純な列挙では利用者が十分に内容を理解し、将来に関する予測を正確に行うことができないと考えられるためである。それゆえ、構成要素の開示が要求されることとなるのである。なお、この構成要素はあくまでも類似の性質をもつ項目をグルーピングしたものであり、それによって、「結果」の開示という業績報告の性質が変更されるわけではない。その意味で純利益とそれ以外の項目とを区分する方法とは違いがあるのである。
- 18) 「成果」と「結果」といった分類については佐藤信彦「業績報告と利益観[2]」(2003年)を参照。なお。そこでは収益費用観と資産負債観との違いを説明するためにこうした用語が用いられている。本稿においては、純利益と一期間における持分の変動としての利益概念という取り上げ方をしたが、純利益は収益費用観に、一期間における持分の変動としての利益概念については資産負債観に対応している。それゆえ、本稿での検討は、収益費用観と資産負債観に関する検討とも関わりをもつものである。

参考・引用文献

- Accounting Standard Boards (ASB), *Financial Reporting Standards No.3: Reporting Financial Performance*, Oct. 1992. (田中弘・原光世訳『イギリス財務報告基準』中央経済社(平成6年5月) 151-206頁。)
- *Statement of principles for financial reporting*, Nov. 1995.
- Financial Accounting Standards Board (FASB), *Statement of Financial Accounting Standards No.130: Reporting Comprehensive Income*, 1997.
- The Institute of Chartered Accountants in England & Wales (ICAEW), *Discussion Paper, Financial Performance — Alternative views of the bottom line*, Jan. 1999.
- The Institute of Investment Management and Research (IIMR), *Statement of Investment Practice No.1: The Definition of IIMR Headline Earnings*, Sep. 1993.

International Accounting Standards Committee (IASC), *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*, 1989. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館(平成13年6月) 19-41頁)

— International Accounting Standards No.1 (revised), *Presentation of Financial Statements*, 1997. (日本公認会計士協会国際委員会訳『国際会計基準書2001』同文館(平成13年6月) 43-72頁)

Johnson, L. Todd & Lennard, Andrew et al., *Reporting Financial Performance: Current Developments and Future Directions*, Jan. 1998.

- ・岩崎勇「財務業績の報告—G 4 + 1 の特別報告書を中心として—」『JICPA ジャーナル』No.515 (1998年6月号) 66-70頁。
- ・浦崎直浩『公正価値会計』森山書店 (2002年6月)。
- ・荻原正佳「IFRSへの対応と課題 業績報告」『企業会計』Vol.54 No.1 (2002年1月) 76-81頁。
- ・加藤厚「IASB が目指す“会計基準の世界統一”と、日本の対応」『会計』第161巻第3号 (2002年3月), 12-23頁。
- ・齐野純子「財務業績報告をめぐる 2つのアプローチ」『企業会計』Vol.55 No.1(2003年1月) 126-128頁。
- ・齐野純子「財務業績報告の根底にある基本問題」『企業会計』Vol.55 No.2 (2003年2月) 78-80頁。
- ・佐藤信彦「業績報告と利益観 [1]」『企業会計』Vol.55 No.1 (2003年1月) 116-117頁, 「同 [2]」Vol.55 No.2 (同年2月) 68-69頁。
- ・辻山栄子「会計基準の国際的動向と会計測定の基本思考」『会計』第161巻第3号 (2002年3月), 24-36頁。
- ・平松一夫「会計基準と基準設定の国際的調和化をめぐる諸問題」『会計』第161巻第3号 (2002年3月), 1-11頁。
- ・藤井秀樹, 山田康裕, 境宏恵, 金森絵里「財務報告基準の国際的調和化をめぐる理論問題の再検討—G 4 + 1 特別報告を手がかりとして—」『産業経理』Vol.59 No.3 (1999年10月) 55-65頁。
- ・藤井秀樹「利益概念と情報価値」『企業会計』Vol.55 No.1 (2003年1月) 101-108頁。
- ・包括利益研究委員会報告『包括利益をめぐる論点』企業財務制度研究会 (1998年8月)。